

【市民意見公募手続実施要領】

松山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）  
に関する意見募集について

標記事案の策定にあたり、下記のとおり市民意見公募手続を実施します。  
つきましては、多数の御意見をお寄せいただきますよう宜しくお願いします。

記

1. 意見を募集する事案名 松山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）

2. 意見を提出できる方

- 松山市内に居住されている方
- 松山市内にある学校に在学されている方
- 松山市内にある事務所・事業所に勤務されている方
- 松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体

3. 意見提出期間 平成24年11月22日（木）～平成24年12月21日（金）

4. 意見募集にあたり公表する資料

市民意見公募手続の実施事案について《様式2》

【市民意見公募に関する資料】

松山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）

【実施事案の関係資料】

河川管理施設等構造令

5. 意見募集にあたり公表する資料の公表方法

- 市ホームページへの掲載
- 市民閲覧コーナー（市役所本館1階）での閲覧又は配布
- 河川水路課（市役所第3別館3階）での閲覧又は配布
- 下水道サービス課（市役所第3別館1階）での閲覧又は配布
- 各支所での閲覧又は配布

6. 意見の提出方法

別紙『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』に、氏名、住所、連絡先等の必要事項と意見を御記入いただき、下記のいずれかの方法で御提出下さい。

なお、『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』において記入を求めている内容が含まれていれば、個別に作成していただいた様式で御提出いただいても結構です。

【提出方法】 ① 郵送：〒790-8571 松山市役所下水道部河川水路課「市民意見公募」係

② ファクシミリ：(089)934-1809

③ 電子メール：kasensuiro@city.matsuyama.ehime.jp

④ 持参：河川水路課（市役所 第3別館3階）

⑤ 持参：下水道サービス課（市役所 第3別館1階）

〈注意事項〉

- ・電話等口頭による御意見等はお受けしていませんので御了承下さい。
- ・意見提出書の御記入は、日本語でお願い致します。

7. 手続実施結果の公表

提出いただきました意見の内容やそれに対する市の考え方は、後日公表します。

（ただし、賛否の結論のみを示した意見、単に誹謗・中傷するような意見等は除きます。）

意見を提出された方の氏名や住所などの個人情報、公表しません。

【お問い合わせ先（実施事案の策定所管課）】

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所

下水道部 河川水路課 河川・水路・がけ担当

Tel：(089)948-6521 Fax：(089)934-1809

e-mail：kasensuiro@city.matsuyama.ehime.jp

